

国際交流活動費規程

第 1 章 総則

第 1 条 社会政策研究の発展に資する国際交流活動のために経費を支出することができる。

第 2 条 本会がおこなう国際交流活動は次の 3 項目に分けられる。

1. 国際交流委員会の企画に基づく交流事業（基幹交流事業）。国際交流協定ないし幹事会決定に基づく交流事業である。本会から海外学会に代表者を派遣する経費（派遣経費）、および海外の研究者を本会に招聘する経費（招聘経費）を含む。
2. 会員の発意による海外研究者の招聘の助成（海外研究者招聘助成制度）。部会または会員が海外研究者に大会での報告を依頼する場合の助成である。
3. 会員が国際学会において報告する際の助成（国際学会報告助成制度）。海外で開催される国際学会における会員の研究報告を奨励するための助成である。

第 2 章 基幹交流事業

第 3 条 国際交流委員会は、前年度までに次年度の基幹交流事業に関する計画を立てる。国際交流委員長は経費支出の可否について幹事会に諮り、承認を得なければならない。

第 3 章 海外研究者招聘助成制度

第 4 条 海外研究者を大会に招聘しようとする部会または会員は、招聘計画を立てて国際交流委員会に申請する。国際交流委員長が経費支出の可否について幹事会に諮り、決定する。

第 5 条 一件当たりの申請額は 15 万円を上限とする。ただし、予算の執行状況によっては追加配分をおこなうことがある。交通費、宿泊費、および招聘に必要なその他の費用の全部または一部に充てることができる。なお、本会の支出する経費で不足する場合には、他の基金等を活用することが望ましい。

第 6 条 招聘の前年度の 8 月末日を第一次締切とし、1 月末日を第二次締切とする。それぞれ直後の幹事会で採否を決定する。その後は予算の範囲で随時受け付け、幹事会で採否を決定する。

第 4 章 国際学会報告助成制度

第 7 条 (資格)

1. 海外で開催される社会政策関連の国際学会で口頭報告を行なう会員。ポスター報告や論文配布のみの場合は対象外とする。実際に口頭報告を行なわなかった場合は資格を失う。
2. 前年度および当該年度の年会費を納入済でない場合は対象外とする。

第 8 条 (助成対象)

1. エコノミークラスの航空運賃または参加費を対象とする。助成対象者が多数の場合、近隣諸国への派遣は一件 5 万円、遠方諸国への派遣は一件 10 万円を上限額とすることができる。
2. 共同報告の場合は筆頭著者のみを助成対象とする。
3. 助成は各年度につき一人一回までとする。
4. 各年度の予算上限を 50 万円とする。9 月期 (8 月末日締切) と 2 月期 (1 月末日締切) に募集を行ない、9 月期の予算上限を 25 万円とする。

第 9 条 (手続)

1. 申請者は、国際交流委員会に電子メールで申請する。その際、参加を希望する国際学会に関する情報 (名称、日程、開催地)、および報告アブストラクト (英文) を添付する。
2. 国際交流委員会は、申請書類を審査のうえ助成対象者を決定する。審査は申請書類に基づいて行なうが、同等の場合には修士号取得後の年数の短い会員を優先する。さらに、修士号取得後の年数が同じ場合は、常勤職に就いていない会員を優先する。
3. 助成対象者は、当該学会のプログラム、口頭報告したことを確認できる証明書ないし写真、航空運賃の領収書、搭乗証明書類 (航空チケット半券など) を国際交流委員会に提出する。国際交流委員長は、すべての書類が提出されたことを確認のうえ助成金振込の手続を行なう。

第 10 条 制度の実施状況は、幹事会で報告するほか、ニューズレターその他で会員に周知する。

第 5 章 会計

第 11 条 国際交流委員長は、以上の各項目の予算を立てて幹事会に諮るとともに、毎年度の執行状況を幹事会に報告しなければならない。

附則 本規程は 2019 年 5 月 18 日から施行する。